平成26年度静岡県立こころの医療センター

設備保守管理業務委託（平成26年10月～29年9月）契約書（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機静岡県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と●●●●●●●（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

1. 甲及び乙は、信義・誠実をもって、この契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

1. 甲は、次の業務（以下「委託業務」という　）の処理を乙に委託し､乙はこれを受託する。
   1. 委託業務の内容

別紙「静岡県立こころの医療センター設備保守管理業務委託仕様書」に定める業務

* 1. 委託業務の場所

静岡市葵区与一４丁目１番１号

静岡県立こころの医療センター

（委託契約期間）

1. この契約の期間は､平成26年10月1日から平成29年9月30日までの３年間とする。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（申出義務）

1. 乙は、この契約締結後の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て、甲、乙、協議の上解決するものとする。

（委託料及び支払方法）

1. 甲は、乙に対して委託業務を処理する為の費用（以下「委託料」という）として、金

●●●●●●●円に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる額を乙に支払うものとする。

２　前項の委託料の月額は、●●●●●●●円に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得られる額とし、毎月の委託業務終了後、乙が甲に請求し、甲は請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（経費の負担）

1. 甲は、乙が委託業務を処理する為に必要とする次の経費を負担する。
   1. 電力給水等光熱水費・寝具・ロッカー等
   2. 設備の維持・修繕用消耗品類

（建物の使用）

1. 乙は､委託業務の実施に当たり甲の承諾を得てから甲の建物の一部及び施設、備品等を使用することができる。

２　乙は、前項建物の使用にあたっては、善良なる管理者としての注意をもって管理しなければならない。

（処理状況の調査）

1. 甲は、必要あると認めるときは、自ら処理状況を調査することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

1. 乙は､第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第１０条　乙は、委託業務実施中に知り得た甲の秘密事項を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償責任）

第１２条　乙は､次に掲げる一の理由が生じた時には、その損害を被害者に賠償しなければならない。

1. 乙が、委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
2. 第１４条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（労働法上の責任）

第１３条　乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法､労働安全衛生法､労働者災害補償保険法､職業安定法､その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し､甲に対して一切責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

２　乙は、甲に対し、契約義務の履行に従事する乙の従業員に関し、甲の所有又は占有にかかる建物施設、機械、通路等について、安全又は衛生上の危険・有害の恐れが発見された時は、その旨直ちに申し出ると共に甲はそれに応じ速やかに措置をとり又は乙がとることを認めるものとする。

３　乙は、設備保守業務従事者に必要な教育と指導をしなければならない。

（電気事業法に係る事項）

第１４条　甲は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、乙の従業者から主任技術者を選任し、電気事業法第４３条第３項の規定により、中部近畿産業保安監督部に専任届出書を提出するものとし、甲および乙は、次の各項に定める事項を順守するものとする。

（１）甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。

（２）甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。

（３）甲及び乙は、電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うように確約させる。

（契約の解除）

第１５条　甲は次に掲げる一の理由が生じた時には、いつでもこの契約を解除することができる。

1. 乙がこの契約及び仕様書に反する行為をしたとき。
2. この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

（３） 乙が次のアからオのいずれかに該当したとき。

　　ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ｡）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という｡）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ｡））であると認められる者

　　イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ｡）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

　　ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

　 オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（引継）

第１６条　乙は業務を開始するにあたり前契約業者と遅滞なく、すべての業務について引継ぎを行うこと。引継ぎ終了時には、全引継ぎ項目及び内容を記した引継終了報告書（引継ぎを受けた全業務について、引継ぎを受けたそれぞれの者及び代表者が記名押印したもの）を作成し、甲に提出すること。

２　前項の報告書を提出したにもかかわらず引継ぎが不十分であった場合は、乙は契約書第１４条第１項（１）の契約解除要件に該当し、甲又は第三者に損害を与えた時は契約書第１２条の損害賠償の責任を負う。

３　乙は、業務終了時又は契約の解除があった時において、次の契約業者に対して、全ての業務を引継ぎ、次の契約業者が円滑に委託業務開始できるようにし、代表者が引継終了報告書に署名しなければならない。

（合意管轄）

第１７条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（契約に定めのない事項）

第１８条　この契約に定めのない事項については法令の定めるところによる他、必要な事項については甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の成立を証するため本書２通作成し、甲乙記名の上、各自がその１通を保有するものとする。

平成２６年　月　日

1. 静岡市葵区与一４丁目１番１号

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こころの医療センター

院長　村上　直人　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）